

2006年11月6日

「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」が審査された、足立区議会区民環境委員会の傍聴記録

日時 2006年11月6日（月曜日）10時00分～12時00分

場所 足立区議会第3委員会室（足立区役所中央本町本庁舎南館7階）

出席議員（順不同、敬称略。カッコ内は所属会派）

浅古みつひさ、高山延之、中島勇（以上自民）

前野和男（公明）

ぬかが和子、松尾かつや（以上共産）

秋山ひでとし（民主）

議事進行（委員長） 明石幸子（公明）

* 発言中に（ ）で記したのは、半沢の補足です。

区民部区民課長からの、陳情の要旨と経過の説明

- ・ 路上喫煙を取り締まる禁煙特定区域を設定するにあたっては、パブリックコメントを実施し、また地元の意見や受動喫煙の防止にも配慮している。
- ・ 喫煙所は北千住駅の東口と西口に各1ヶ所ずつ設置し、10月1日から供用を開始している。東口は東武鉄道の所有地の提供を受けることができたが、西口についてはJRの所有地の提供を受けられなかったため、駅の入り口から離れた区有地に設置した。
- ・ 灰皿の設置費用についてはJTに全面的にご協力をいただいている。吸い殻の清掃など日々の維持管理もJTが行っている。基本的に、区は何も支出をしていない。仮に今後、区に何らかの支出が発生したとしても、先に申し上げたとおり十分な考慮を踏まえているので、不当な支出には当たらないと認識している。
- ・ 条例施行後の路上喫煙者の摘発件数は、1日あたり平均12～13件。
- ・ 条例施行後、ポイ捨てされる吸い殻の数が減っていることが、定点観測で判明している。喫煙所の設置は、禁煙特定区域全体での路上喫煙の防止に効果があったと考えている。

質疑応答

ぬかが議員 陳情のタイトルにもなっている、健康増進法第25条の問題について、区はどのように考えているのか。

区民課長 この条文では、受動喫煙の定義の部分に「室内又はこれに準ずる環境において」という文言が含まれている。今回問題とされている喫煙所は屋外に設置したものであるため、この条文には違反していないと考えている。

（ということは、区の認識は「屋外であれば区民等が受動喫煙によって健康被害を受けても構わない」というものであることになってしまう。これは、区が昨年10月1日付けで公表した文書『パブリックコメント 路上喫煙などの禁止についてご意見をお寄せください』の4ページ9～10行目に「今後は、屋内だけでなく、屋外の公共的な空間における迷惑喫煙・受動喫煙対策を講じることが求められてきます。」と記していることと、明らかに矛盾している）

ぬかが議員 警察から喫煙所の設置を要請されたとは、どういうことか。

- 区民課長 喫煙所がないと、摘発された喫煙者から「どこでたばこを吸えばいいんだ？」と聞かれたとき対応に困ると、警察から言われた。
- 秋山議員 これは基本的にマナーの問題だ。
歩きたばこの防止に、喫煙所設置は効果がある。
喫煙所用地の提供に東武は寛容で、JRは厳しいという対応の違いは、どこから来ているのか。
- 区民課長 JRの場合、駅の中に喫煙所を設置して分煙に対応している関係かと思われる。(東武をはじめとする関東大手私鉄の各社は、喫煙所を設けず駅構内完全禁煙としている)
- 秋山議員 こういう話になると、JTは喫煙所の設置にはノウハウを持っていて協力するが、その後の維持管理は区でやってくれと必ず言う。しかし、区が維持管理する必要はない。たばこの売り上げで利益を得ている駅の売店やたばこ販売店の組合などでNPOを設立し、そこが維持管理にあたるなどの工夫をしてはどうか。
喫煙者にマナーを守ってもらうためには、喫煙所は必要だ。

各会派の意見表明

- 自民党(浅古議員) 健康増進法第25条違反に関する解釈が、陳情者と私たちとは違う。(条例や喫煙所の設置は)最近決めただけのことなので、もうしばらく様子を見たいということで、不採択。
- 公明党(前野議員) 喫煙所の設置によって、路上喫煙の減少に効果が上がっているため、不採択。
- 共産党(ぬかが議員) 陳情者と執行機関との間で、事実関係の認識にズレがあるように感じる。執行機関は陳情者への説明責任を果たしてほしい。その猶予期間を設けるため、継続審査。
- 民主党(秋山議員) 私自身喫煙者だが、この問題にはマナーだけでなく税金など色々な問題がからんでくる。喫煙や受動喫煙と健康被害との因果関係を示した実証例はない。私たちは、喫煙所をもっと増やすべきだという立場なので、不採択。

裁決の結果、継続審査とすることへの賛成少数(共産の2名)。

つづいて裁決の結果、不採択と議決すべきものと決することへの賛成多数(自民、公明、民主の5名)。

記事

審査に費やした時間は、約20分。

執行機関側では、衛生部関係者の出席または参考資料の提出は無し。

以上